



**SAFE FROM HARM**  
**WORLD POLICY**  
**セーフ・フロム・ハーム**  
**世界方針**



**SCOUTS**  
Creating a Better World

SAFE FROM HARM



**SCOUTS**<sup>®</sup>  
Creating a Better World

© World Scout Bureau Inc.  
Safe from Harm  
December 2017

World Scout Bureau  
Global Support Centre  
Kuala Lumpur

Suite 3, Level 17  
Menara Sentral Vista  
150 Jalan Sultan Abdul Samad  
Brickfields  
50470 Kuala Lumpur, MALAYSIA

Tel.: + 60 3 2276 9000  
Fax: + 60 3 2276 9089

[worldbureau@scout.org](mailto:worldbureau@scout.org)  
[scout.org](http://scout.org)

Reproduction is authorised to National Scout  
Organizations and Associations which are  
members of the World Organization of the Scout Movement.  
Credit for the source must be given.



# SAFE FROM HARM WORLD POLICY

## 内容

背景	6
序論	7
定義	8
目的	10
基本方針	11
範囲	12
方針	13
青少年プログラム	14
スカウティングにおける成人	16
体制	18
スカウト行事	20
<b>添付書類</b>	<b>22</b>
方針のライフサイクル	22
世界スカウト機構の体制 - 役割と責務	23
参考	24
第 41 回世界スカウト会議決議	25

S A F E

F R O M

H A R M



SCOUTS®

Creating a Better World



## BACKGROUND 背景

2002年に開催された世界スカウト会議による「スカウトを危害から守る」決議の採択後、世界レベル、各国スカウト連盟及び各地域において、子ども及び青少年保護の向上に寄与する、いくつかの進展があった。

世界レベルでは、「スカウト青少年プログラムに関する世界方針」及び「スカウト運動における成人に関する世界方針」に、子ども及び若者への危害の可能性をなくす、又は減らすことを目的とした具体的要素が含まれている。これらの要素は、「各国青少年プログラム」の実施、及び成人の採用、任命、支援、研修及び維持において、不可欠な部分となっている。

「子ども及び青少年保護に関する方針説明書<sup>(注1)</sup>」は、本題に関する世界スカウト機構の見解を示すために作成された。本説明書に示された原則は、本分野における作業の指針として使用され、本方針の発展を支援するものである。



注1 「スカウトを危害から守る（セーフ・フロム・ハーム）」、世界スカウト機構による子ども及び青少年保護に関する方針説明書





## INTRODUCTION

### 序論

スカウト運動は、子ども及び若者のための自発的、非政治的な教育運動であり、性別、国籍、人種、信条を問わず、全ての人々に開かれている。スカウト運動は、子ども及び若者に、個人として、責任ある地球市民として、また、地域社会や国、国際社会の一員として、感情的、知的、身体的、社会的及び精神的な潜在能力すべてを向上させる機会を提供する。

世界スカウト機構は、世界中の子ども及び若者の発達のために、安全な環境を維持することを約束する。

本誓約は、少数者、移民又は難民に属する子ども及び若者と活動する際の認識や文化的慣行の変化を重視するものである。我々の社会は、多文化（すなわち、異なった民族的、言語的、宗教的背景を持つ人々が混在する文化）であるがゆえに、各国スカウト連盟は、多様な社会に属する児童や青年が、健康、教育、社会的保護や司法といった基本的サービスに対して平等な権利を持ち、それらを等しく享受できるように推進する責任を担っている。各国スカウト連盟は、異なる社会経済的地位、差別及び社会的に不名誉に起因する課題に取り組むべく準備する必要がある。

子ども及び若者を保護するための誓約は、スカウト運動に関与する各個人によって共有される責任である。本責任は、スカウト関連活動に限られたものではなく、子ども及び若者が有害な状況にさらされる可能性がある、あらゆる環境に適用される。

世界スカウト活動のあらゆるレベルにおける各個人は、子ども及び若者に、自分の能力を最大限に発揮できる権利を有する安全な環境を与えられるよう、協力しなければならない。とりわけ以下により、セーフ・フロム・ハート構想の実施は、前向きな変化を生み出し、スカウト活動の側面を強化する。

- ・ スカウト活動の使命と未来像の達成をめざして、協調し協力する
- ・ スカウト活動の基本使命を強化することにより、より良いスカウト経験と非形式的な教育を提供する手助けをする
- ・ 各地域や国及び国際社会の中で、子ども及び青少年保護を推進するために積極的役割を果たす
- ・ 個人の価値、能力及び行動の開発を通し、積極的な社会参加を促す





## DEFINITIONS 定義

**セーフ・フロム・ハーム**：スカウト運動の環境において、「セーフ・フロム・ハーム」の実施は、子ども及び青少年保護に関するあらゆる分野を網羅し、子ども及び若者の幸福、発達及び安全が、あらゆるスカウト関連活動において何よりも優先されることを推進することを目的とした全ての戦略、システム及び手続きを含む。

各国スカウト連盟の環境において、本方針の実施には、子ども及び若者の幸福、発達及び安全に影響を与える状況を防ぎ、対処する体系的アプローチの整備が必要とされる。

**子ども及び青少年保護**：本用語は、以下を含むが必ずしもこれらに限定されない、子ども及び若者の幸福を保護、推進することを定義するために使われる。

- ・ 虐待から子ども及び若者を守る。
- ・ 青少年の健康又は発達への障害を防ぐ。
- ・ スカウト活動が、子ども及び若者に、彼らが成長及び発達できる健全な環境を与えることを保証する。
- ・ 全ての可能性のある状況において、子ども及び若者の安全の推進に取り組む。







安全な環境：安全な環境とは、子ども及び若者の幸福を推進及び支援し、同時に、有害な慣行に対処し、それらを阻止するために働く環境である。スカウト活動には、以下に示す、交渉の余地のない基本的規範がある。

- ・スカウトの「ちかい」と「おきて」
- ・「スカウト教育法（神へのつとめ、自分へのつとめ、他へのつとめ）を含むスカウト活動の指針
- ・自分自身及び他人を尊重する（子ども及び若者が彼ら自身及び他人を保護できるようにする）
- ・異なる意見を述べることに對する逆影響を恐れることなく、寛容さ及び多様な意見を推奨する環境
- ・すべての人間に対する平等な機会の提供

つまり、安全な環境は、子ども及び若者の自然な発達、さらに積極的かつ健全な対人関係（子どもおよび若者同士、子どもおよび若者と大人、大人同士）を可能にする。

**危害：**本用語は、人間の身体的、感情的又は精神的幸福及び品位に対する、あらゆる有害な影響を意味する。

**虐待：**本用語は、子ども及び若者に不当な扱いをする、様々な行為を表現するために使用される。虐待は、身体的、精神的、感情的といった様々なタイプに分類され、いじめ、放置、性的虐待又は搾取といった様々な形態をとる。子ども及び若者がこれらの虐待の1つ、又は複数の形態が組み合わさった虐待に苦しんでいるかもしれないことに気が付くことが重要である。虐待は、家庭、学校、スカウト等あらゆる場所で起こる可能性がある。

一般的に、「虐待」とは、個人又は組織が、作為か不作為かを問わず、子どもを直接的又は間接的に傷つけ、安全で健康的に成長していくことを害するあらゆる行為を言う。<sup>(注2)</sup> 伝統の誤用、男女共学に対する軽視、男女数の不均等、様々な障害を抱える子ども及び若者に対する支援の欠落は、子ども及び若者を虐待の状況にさらす事例である。

これらの様々な形態の虐待を防ぐために活動し、もし虐待が起きた場合には適切に対処することが、スカウト活動における義務である。

**青少年：**スカウト活動における「青少年」は、スカウト運動における教育プログラム関わるすべての少年、少女を意味する。スカウト活動における学習経験は、青少年の発達を重視している。従って、青少年プログラムは成人期で終了する（プログラムには、幼年期、青年期、成人早期が含まれる）。

人間の成長における様々な段階は、スカウト活動における年齢区分を決定し、各国スカウト連盟の活動における文化的違いや背景によって異なる。しかしながら、大体において5歳から26歳の間であることが多い。「青少年」という用語はより一般的であるため、メンバーシップやスカウトに所属するメンバーを意味する場合、「若者」という用語を使用する。

**成人：**他の大人を支援したり、組織の発展を支援したりしながら、青少年プログラムの開発、促進、展開に責任を持つ、主にボランティアである。

**青少年プログラム：**子ども及び若者が恩恵を受け（何を）、スカウト活動の目的を達成するために作られた（どうして）、スカウト教育法を通して経験される（どのよう）に、学習機会全体。<sup>(注3)</sup>

スカウト活動における成人：より良いプログラムが、子ども及び若者によって、また彼らのために促進され、又は遂行されるよう、リーダーシップの有効性、責任及び意欲を向上させるために成人を管理するための体系的なプログラム。このプログラムは、各国スカウト連盟の全体的な有効性及び効率も向上させる。<sup>(注4)</sup>

注2 出典：「セーブ・ザ・チルドレン・インターナショナル — 子どもの保護に関する指針」

注3 スカウト青少年プログラムに関する世界方針

注4 スカウト運動における成人に関する世界方針





## PURPOSE 目的

本方針は、スカウト活動において、全ての子ども及び若者にとって安全な環境を創るために、国レベルで必要な方針及び手続きの策定と実施を促進するものである。本方針は、各国における「セーフ・フロム・ハーム」の方針及び戦略が正しく策定、推進されるために、適切な支援機構が各国スカウト連盟内で確実に整備されることを目指す。





## POLICY STATEMENT 基本方針

本方針は、子ども及び若者に、スカウト運動の全経験を通して安全な環境を提供することによって、彼らの幸福、健全な発育及び安全を促す各国の効果的な枠組みの開発を支援することにより、スカウトたちを危害から守ることを目的とする。

子ども及び若者への安全な環境の提供には、とりわけ以下の側面が含まれる。

- ・ 子ども及び若者保護の重要性に対する認識の涵養
- ・ 全利害関係者（例えば、子ども及び若者、成人ボランティア、専門スタッフ、両親、学校当局、宗教的奉仕活動を行う組織）の参画
- ・ スカウト活動の教育目的
- ・ スカウト活動における安全
- ・ 個人的技能の向上
- ・ 積極的行動の推進及び推奨

本方針の実施は、子ども及び若者の総合的な発達に寄与し、彼らに社会の中で積極的役割が果たせる力を与えることにより、スカウト運動の使命と合致するものである。





## SCOPE 範囲

本方針は、各国スカウト連盟及びスカウト運動の使命の実施を支援する全利害関係者によって、資源として利用されるものである。本方針の対象となる個人は以下のとおりである。

- ・ 5～26歳の子ども及び若者<sup>(注5)</sup>
- ・ 成人ボランティア及び専門スタッフ
- ・ スカウト活動支援に関わる全ての外部利害関係者

本方針の実施に関する説明責任は、全ての成人、とりわけ国レベルで、青少年プログラムの開発、成人マネージメント・システムの実施、又はその他のあらゆる支援任務の遂行に関わる各国スカウト連盟の指導及び管理責任者にある。

各国スカウト連盟及び世界スカウト機構のあらゆるレベル（例えば、世界、地域、国）の組織には、其々のレベル及び役割の範囲を考慮し、関連資源が、本方針の実施のために提供されるよう努める責任がある。

本文書に示される原則及び指針は、セーフ・フロム・ハーム世界方針に相当する。本方針は、各国スカウト連盟及び世界スカウト機構の様々な地域、世界レベルの組織が、本方針を採択、適応、実施する際の、また、その実施を定期的に見直す（5～10年ごとの見直しを推奨される）ための手続きを整備する際の、其々の責任と役割を示すものである。

しかしながら、本方針に示される指針は、本方針が実質的に同等の閾値を定める範囲において、各国で制定された法的要件又は基準に優先すると解釈すべきではない。

本方針は、あらゆる世界スカウト機構組織に対する、あらゆる法的又は規制措置における法的基準や閾値を制定するものとして使用又は解釈されるべきではない。当該基準や閾値は、本条項の範囲内又は目的に即したものではない。

注5 「若者」という用語が本方針書全体を通して使用される。本用語は、児童期のあらゆる段階を含む。





## POLICY 方針

本方針は、セーフ・フロム・ハーム世界方針に関して、各国スカウト連盟の期待される成果を伴う最低限の実施レベルを設定しており、各国のその他の方針、指針及び手続きを補完すべきものである。

本方針は、また、子ども及び若者を危害から守るための各国の方針や手続きを査定又は見直す際の評価基準として使用されることも目的としている。





## 1. 青少年プログラム

スカウト活動の教育目的は、国レベルでの質の高い青少年プログラムの実施によって達成される。青少年プログラムに含まれる教育要素は、若者に、自分自身に力を与え、やる気を起こさせ、自分自身を守り、積極的に大人と対話し協力関係を築くことができる体制を創る術を与えることである。

スカウト教育法は、各国、とりわけ青少年プログラムに適用される地域において、セーフ・フロム・ハーム方針を実施するための礎である。スカウト教育法は、正しく実施されれば、少年少女や青年男女の暴力行為を防ぎ、彼らが自分自身や他人を尊重できるように教育し、若者のための安全な環境作りに役立つ。最終的に、スカウト教育法は、若者が、グローバル化された世界における彼らの地域社会の活動的市民として生きることを可能にする。

スカウト活動の原則は、若者個人が、自信に溢れ、思慮深い人物へと心身ともに発達することを支援する。しかしながら、スカウト教育法の原則は、同時に、悪用や誤解、誤用されやすいものでもある。

従って、スカウト教育法は、若者の発達を支援する有益な手段である一方、違反されやすいといった、両方の側面が考慮されなければならない。リスクを最小限にするためには、潜在的脅威を認識し、それらに対抗するための対策を策定することが重要である。

**1.1** 各国の青少年プログラムには、以下に示す、各国スカウト連盟における若者のための安全な環境作りと維持に関する指導が含まれなければならない。

- A) 若者が安心できるように、耳を傾け相談する文化を創る。
- B) 現行の教育目的及び学習機会を利用し、若者に自信を持たせ、彼らの潜在能力を引出す。
- C) やりがいがあり、魅力的で、価値があり、安全な教育体験を開発することに重点を置く。
- D) 青少年プログラムを通し、価値観や行動面で若者の積極的なチャレンジを促す。

**1.2** 各国スカウト連盟のあらゆる活動及び実践（例えば、プログラム、青年参加及び緊急対応）は、リスクを特定し、適切な管理機構を構築するために、各国スカウト連盟のセーフ・フロム・ハーム方針に従い評価される必要がある。

**1.3** 各国スカウト連盟のあらゆる活動及び実践に対するモニタリング及び評価フレームワークが実行されなければならない。また、当該フレームワークは、対応するセーフ・フロム・ハームの手続きを順守する必要がある。

**1.4** 明確に定義された一連の要件に従って、若者及び成人によって使用される設備及び施設の安全点検を定期的に予定し実施する。

**1.5** 個人の医療、食事及び発育ニーズに関する情報は、機密事項として保存されるが、同時に若者の福祉に関与する責任者が容易に利用できなければならない。メディア、特にインターネットは、非常に有益な、教育的、創造的、かつ社会的な機会を提供することにより、若者の生活にとって不可欠な要素となっている。

**1.6** 各国スカウト連盟は、彼らの管理下にあるオンライン環境の安全性を確実にすることによって、オンライン上の安全を推進しなければならない（例えば、各国スカウト連盟のウェブサイト、ソーシャル・メディア・プラットフォームなど）

**1.7** スカウト活動において技術を利用するボランティア、専門スタッフ及び若者によって、情報及びコミュニケーション技術、特にインターネットによる技術（例えば、ウェブサイト、ソーシャル・メディア・ネットワーク、デジタル写真）の安全な利用法について、指導が行われなければならない。







## 2. スカウティングにおける成人

スカウト活動におけるその他の機能及び役割同様、青少年プログラムの策定、推進及び実行には、有能な成人が積極的に参加することが必要である。スカウト活動への参加に魅力を感じ、意欲的な成人は、スカウト運動での体験を通し、困難な役割の遂行に必要な能力を向上させることができる。

スカウト活動において安全な環境を実行することは、全ての成人が、あらゆる状況で最善を尽くして自分たちの役割を果たすことができるよう、彼らの意見を大切に、彼ら自身に注意を払い、支援することも意味する。成人が、ボランティア又は専門スタッフとして其々の役割を果たすことのできる、最適な環境を作ることは、各組織の責任である。

**2.1** セーフ・フロム・ハームに関する各国のフレームワークには、成人同士、成人と若者、及び若者同士の間で、健全かつ積極的な協力関係を築くための手続き及び手段が含まれる。

**2.2** 成人の求人、選定及び入団の手続きは、各国のセーフ・フロム・ハーム方針に合致するものである。各国スカウト連盟は、本手続きに関し一貫した取り組みを可能にする手段及び方法(例えば、必要情報が網羅された入団申込書、透明性の高い選考システム)を有する。

**2.3** 若者を相手にするあらゆる重要な役割及びその他の役割につく指導者のプロフィール(スペック)及び仕事内容には、子ども及び若者を危害から守る責任が含まれなければならない。

**2.4** 成人は、安全防護対策の基準に関し、どのように全ての利害関係者に連絡するか知識を持ち、子ども又は若者に関する問題が発生した際に何をすべきか心得ている。

**2.5** 成人を任命する際は、あらゆる適切なチェックが行われなければならない。本チェックには以下が含まれる。

A) 適正な身元チェック(各国のガイドライン及び法律に従って定期的に繰り返す)

B) 身元保証人のチェック

C) 面接

**2.6** 若者を危害から守る研修は、各国の研修制度の核となる要素であり、ボランティア又は専門スタッフといった全ての成人に適用される。本研修では、虐待の状況認識、サイン及び兆候の把握、様々な形態の虐待への対応、各国スカウト連盟の現行のメカニズム及び手続きに関する情報の提供などを扱う。

A) 核となる研修要素は、入団期間における義務である。

B) 本研修は、継続的に実施される。

**2.7** セーフ・フロム・ハームに関する研修は、法的枠組みや社会の動向における変化に対応し、関連性を持つものである。本研修には、安全防護に関する事件についての各国スカウト連盟からの報告の事例が反映される。

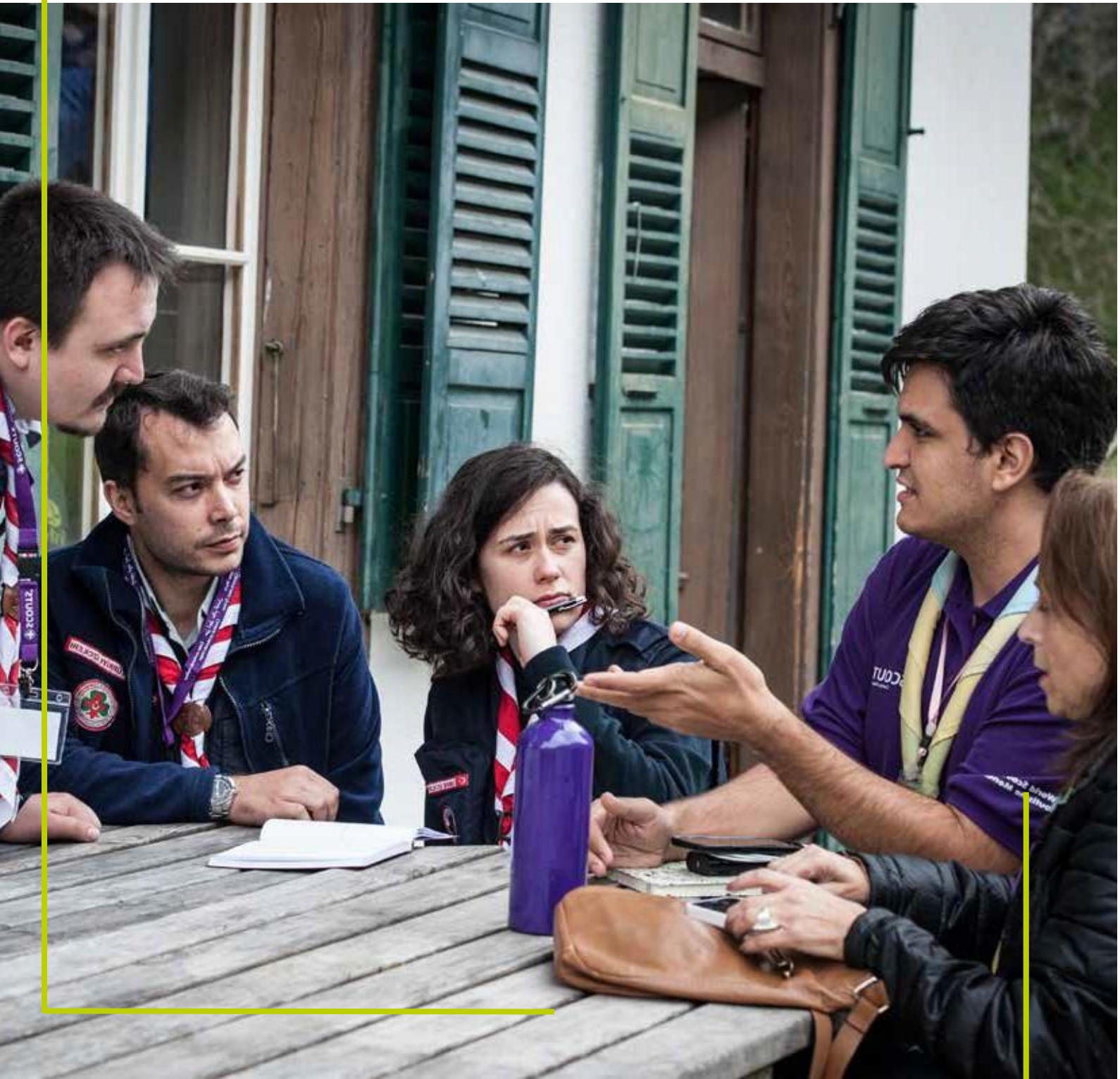
**2.8** スカウト活動における成人に対する成果評価プロセスには、セーフ・フロム・ハームに関連する要素の評価が含まれる(例えば、様々な活動におけるリスク計画と管理：対人関係の円滑化；態度や行動)。

**2.9** スカウト指導者は、スカウト運動における重要な模範として、予防や安全防護に関し専門家の指導により支援される。

**2.10** 各国スカウト連盟は、全ての成人のために一連の手続きを有する(例えば、行動規範、内部告発に関する方針、いじめ及び嫌がらせに関する方針)。これらは、各国連盟のセーフ・フロム・ハーム方針の実施を支援するためのものである。







### 3.体制

子ども及び若者保護に関する問題に対処することは、スカウトの安全に不可欠なものである。若者の要求は、何よりも優先されなければならない。彼らの関心が意思決定の中心でなければならない。誰もがどのように行動したらよいか、どのように組織全体の安全を保てばよいかを確実に知ることが重要である。従って、異なる文化的及び組織的背景を認識することも、全ての各国スカウト連盟における最優先事項の1つである。



**3.1** 各国スカウト連盟は、子ども及び若者保護に対する組織的責任に関する声明書を有する。本声明書は、全ての利害関係者に広く発信され、容認できる行動とできない行動について明確に説明している。

**3.2** 各国で採用、実施されている全ての組織の方針（例えば、スカウト運動における成人に関する各国方針や、青少年プログラムに関する各国方針）は、各国スカウト連盟のセーフ・フロム・ハーム方針に合致し、それを参照にしている。その他の重要な組織の資源（例えば、健康方針、平等方針及びリスクマネジメント指針）も、必要に応じてセーフ・フロム・ハーム方針を反映しなければならない。

**3.3** 若者及びその家族は、セーフ・フロム・ハームの方針及び手続きの策定に際し、意見を求められ、その実施に参加する。

**3.4** セーフ・フロム・ハーム方針に関して判明したあらゆる問題に対処するために、明文化された手続きが存在する。

本手続きは組織内の全ての人間に適用され、本手続きには、全ての大人が、いかなる虐待の疑惑も、速やかに各国スカウト連盟内の指定された者又は部署に報告し、国内で法定手続きがとられるための要件が含まれている。

### 3.5

若者又は成人が関与する虐待に関するあらゆる告発に対する適切な受理、対応、文書化の方法が記載された詳細な計画が存在する。本計画の手続きは、以下に含まれるが、これらに限定されるものではない。

- ・ 告発する、又は懸念を伝える
- ・ 被害者に対し、即時かつ継続的な支援を与える
- ・ 虐待が疑われるすべての者に対処する
- ・ 状況報告のため、子供又は若者の両親及び／又はその他の関係者に速やかに連絡する
- ・ 関連する政府又は司法当局に連絡する
- ・ 地元紙又はその他の外部メディアへの露出に際し、適切な対応をとる
- ・ これらの連絡を円滑に進めるための責任者又は部署を、各国スカウト連盟内で事前に指定する
- ・ 報告されたあらゆる虐待の事例を詳細に文書化し、それらを永久機密記録として保管する
- ・ 全ての事件から学んだことを認識し報告する

子ども及び若者の幸福は最優先事項であり、いかなる守秘義務も子ども又は若者が危害から守られる権利に優先されるべきではない。若者を含む組織内の全ての人間は、子ども又は若者の幸福が侵害されるような秘密の保持または約束が決して許されないことを認識しなければならない。しかしながら、虐待に関するあらゆる報告は、機密情報とみなされるものとする。

### 3.6

各国連盟におけるセーフ・フロム・ハームの方針及び手続きは、以下のような現行の法的枠組みに準拠しなければならない。

- A) 憲法
- B) 暴力、虐待と安全、及びデータ保護に関する国内法並びに地域の法令



C) 子ども及び若者保護に関する政策及び戦略

文書化された手続きには、各国スカウト連盟が、必要に応じていかなる状況にも対処できるよう政府及び司法当局に照会することが明記されなければならない。

**3.7** 各国スカウト連盟は、セーフ・フロム・ハームの分野において専門知識を持つその他の組織から、パートナーシップやネットワークを通し常に知識や情報を得なければならない

**3.8** 各国スカウト連盟における最高レベルの委員会又は部門等の機関は、その職務権限によって定められたセーフ・フロム・ハームに関するあらゆる業務を監視する責任を有する。本機関への連絡手順は、各国スカウト連盟のあらゆるレベルに周知させなければならない。

**3.9** 各国スカウト連盟は、確実に過去の事件から学び、それによって各国連盟におけるセーフ・フロム・ハームの方針及び手続きを改訂するための手順を有する。各国スカウト連盟は、子ども及び若者の保護に関する最良事例及び知識が経年変化することを認識しなければならない。





## 4. スカウト行事

あらゆるレベルのスカウト行事は、本方針に示される原則及び指針を反映しなければならない。これは、各行事の企画、実行及びフォローアップ全体を通し、様々な側面を網羅することにより実現される。

**4.1** 懸念の報告方法についての情報及び実施基準を含むセーフ・フロム・ハームに関する必要な情報が、全ての参加者、成人及び若者双方に提供される。

**4.2** 行事に対する適切なセーフ・フロム・ハーム研修が全ての成人を対象に実施される。

**4.3** 各行事に対し、全ての現地法、並びに適切な場合、行事の国際的な側面を考慮に入れて、セーフ・フロム・ハーム計画が策定され、調整される。

**4.4** セーフ・フロム・ハーム計画は、行事全体を通して実施及び監視される。

**4.5** セーフ・フロム・ハーム方針に関連するデータを特定するためのシステムは、国内規制(例えば、栄養及び安全に関する要件、虐待の状況など)に準拠する。本データは、記録され、全ての利害関係者に連絡される。

世界スカウト事務局並びにその他の世界及び地域レベルの関連組織は、とりわけ全ての国際的及び地域行事(例えば、スカウト委員会、スカウト青少年フォーラム、スカウト・ジャンボリー及びスカウト・ムート)において、本方針を確実に実施するために受入れ組織と協力しなければならない。







## 添付書類

### 方針のライフサイクル

全ての利害関係者およびあらゆるレベルに向けてセーフ・フロム・ハーム世界方針を推進することは、責任を共有すべきものである。これにより、その重要性に対する認識を高め、効果的な実践を推進することが可能になる。

本方針の見直し、実践、評価及び再考に要する全期間は、3×3年間である。

- ・ 最初の3年間は、各国スカウト連盟による見直し及び推進（方針の支援資料の更新を含む）と、世界スカウト機構の制度に関するその他の文書及び方針について必要とされる修正に充てられる。
- ・ 次の3年間は、各国スカウト連盟による具体的な実施に充てられる。

- ・ 最後の3年間は、世界スカウト機構の組織による、継続的实施、全体評価及び見直しに充てられる。

セーフ・フロム・ハーム世界方針は、定期的に見直され、必要に応じて改定されなければならない。全体の見直しについて、その妥当な間隔は5年から10年であるが、より短い間隔で見直されるべき要素又は手続きもある。

世界スカウト会議及び各国スカウト連盟は、セーフ・フロム・ハーム世界方針の実施に関して、3年ごとの進捗報告によって情報を提供されなければならない。





## 世界スカウト機構の体制 – 役割と責務

国レベル、地域レベル及び世界レベルといった世界スカウト機構の全てのレベルは、セーフ・フロム・ハーム世界方針の実施に対し、協調して取り組まなければならない。このためには、3つのレベルを網羅する具体的な体制及びシステムの構築が必要である。

各組織	システムおよび手続き
国レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>セーフ・フロム・ハーム世界方針と調和した各国連盟におけるセーフ・フロム・ハーム方針の策定及び実施</li> <li>地方レベルでの各国連盟におけるセーフ・フロム・ハーム方針の実施及び監視のためのシステム及び手続きの策定、並びに支援のための教育／研修資料及びツールの作成</li> <li>各国執行委員会又は同等の組織へのセーフ・フロム・ハームに関する報告に責任を持つ委員会の確認。セーフ・フロム・ハームに責任を有する当該委員会は、スカウト活動を行っている全ての地域を網羅するネットワークにも繋がっていないなければならない。</li> </ul>
地域レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>セーフ・フロム・ハーム世界方針の推進</li> <li>セーフ・フロム・ハームに関する地域ネットワーク、委員会などの構築。セーフ・フロム・ハーム地域ネットワークにおけるコーディネーター／連絡窓口は、各地域のスカウト委員会によって指名される。</li> <li>地域レベルにおける、様々な領域で任命された作業グループ（青少年プログラム、スカウト活動における成人、コミュニケーションなど）との連携</li> <li>地域内における、青少年プログラムの統一に有用な地域行事（コース、ジャンボリー、プロジェクトなど）の組織化</li> </ul>
世界レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>セーフ・フロム・ハームに関する組織（ネットワーク、委員会など）の構築及びそれらへの参入の推進</li> <li>全ての作業領域に含まれるセーフ・フロム・ハームに関するツールの開発、並びに研修及び支援の提供</li> <li>青少年プログラムに関する経験及び情報を確実に移行するための、国及び地域レベルでのコミュニケーション及びネットワークを介した明確化</li> <li>世界レベルでの、セーフ・フロム・ハーム方針の実施に関する研究、データ収集及び分析</li> <li>他の組織との経験における多国間の交流</li> <li>必要に応じたセーフ・フロム・ハーム世界方針の改定</li> </ul>





## 参考

その他の方針又は組織文書の補足、附録、補助は、現行のセーフ・フロム・ハーム世界方針に含まれる条件の説明に有用である。

これらの文書には以下が含まれる。

- 国連世界人権宣言、1948年
- 国連子どもの権利条約、1990年
- 「スカウトを危害から守る」決議、2002年
- スカウト運動における成人に関する世界方針、2011年
- スカウト青少年プログラムに関する世界方針、2015年
- 「スカウトを危害から守る」、世界スカウト機構による子ども及び青少年保護に関する方針説明書、2016年







## 2017 年 世界スカウト会議決議

### 2017-05 セーフ・フロム・ハーム世界方針

当会議は、

- 会議決議 1990-16 「子どもの権利条約」、及び 2002-07 「スカウトを危害から守る」を再確認し、
- スカウティングが、子ども、若者及び成人のための安全な学習環境として確実に継続する必要性と、これを達成するために成人が果たすべき重要な役割を考慮し、
- 世界スカウト事務局の支援のもと、世界スカウト委員会によって推進されるセーフ・フロム・ハームについてのメンバー組織の評価を考慮し、
- ・ スカウティングにおける、子ども及び若者の継続的な幸福、健全な成長及び安全を保証するために、セーフ・フロム・ハーム世界方針、会議文書 9 を採択する。
- ・ 世界レベルでのセーフ・フロム・ハームに関する現行のシステム及び手続きが、セーフ・フロム・ハーム世界方針の条件を採択することにより改訂されることを決議する。
- ・ 加盟組織に、新たなセーフ・フロム・ハーム世界方針の条件を実施するよう要請する。
- ・ 世界スカウト委員会に、地域ネットワークの構築による新たなセーフ・フロム・ハーム世界方針の実施支援のための資源を配分するよう要請する。
- ・ 世界スカウト事務局に、新たなセーフ・フロム・ハーム世界方針の実施を支援するためのガイドラインを策定及び展開させるよう要請する。



# NOTES

A series of horizontal dotted lines for writing notes, contained within an orange border.





# NOTES

A series of horizontal dotted lines for writing notes, spanning the width of the page.





**SCOUTS**<sup>®</sup>  
Creating a Better World

© World Scout Bureau Inc.  
Safe from Harm  
December 2017

World Scout Bureau  
Global Support Centre  
Kuala Lumpur

Suite 3, Level 17  
Menara Sentral Vista  
150 Jalan Sultan Abdul Samad  
Brickfields  
50470 Kuala Lumpur, MALAYSIA

Tel.: + 60 3 2276 9000  
Fax: + 60 3 2276 9089

[worldbureau@scout.org](mailto:worldbureau@scout.org)  
[scout.org](http://scout.org)

